

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修）小原池幹線地区）を行うことについて平成22年8月23日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成22年9月10日から同月30日まで縦覧に供する。

平成22年9月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀